

憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改悪阻止各界連絡会議（憲法会議）

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp

TEL03-3261-9007

ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp

FAX03-3261-5453

2015年9月5日（土）

第551号 本号7号

※本文5号のほか、2号のPDF
文書の添付があります。

来週から最大の攻防戦に突入！ 「8・30」力に正念場をたたかいぬこう

最大幅の延長国会も9月7日からなら3週間となりました。戦争法案をめぐるはその違憲性、危険性がますます明らかになっています。特別委員会での論議に加え、元最高裁長官が「違憲」を指摘しています（菅官房長官は苦し紛れに「一私人の発言」とこきおろすことで抵抗したつものようです）。

8日（火）の特別委員会は参考人質疑

13時から4時間の予定で開催される9月8日の特別委員会では参考人質疑が行われます。参考人は、三家邦彦立命館大学客員教授、大森政輔元内閣法制局長官、神保謙慶応大学総合政策学部准教授、伊藤真日弁連憲法問題対策本部副本部長・弁護士の4氏です。4人の参考人がそれぞれ15分間の意見陳述を行った後、与野党11政党・会派から各15分の質疑が行われます。

この日の特別委員会では維新の党の修正案の趣旨説明なども行われます。

傍聴を

傍聴ご希望のかたがたは憲法会議（上記連絡先の電話、ファックス、メールまたは平井携帯080-1306-6303）にご連絡を！

呼びかけ広げ、たたかわざる者、かかわらざる者なしに

日本の進路にかかわる歴史的なたたかひの途上にある今、労働組合・団体の構成員はもとより、ひろく国民のすべてが関心をもち、かかわりを強めています。さらに広く広く呼びかけ、国会周辺、全国各地の運動をさらに強め、列島騒然の状況のなかで、安倍政権に成立強行を断念させ、廃案を勝ち取りましょう。

東京憲法会議片桐公男前事務局長によると、片桐さんがかつて仕事をしていたある大企業の当時の重役の一人が、30日当日、国会前に2時間いたことを知らせてきて、びっくり仰天したとのことです。こうした世論と運動のひろがりこそ安倍政権、自公政権はもともと恐れています。

国会周辺の諸行動日程を再掲します

9月7日からの行動日程

末尾（ ）内は主催。ないものは総がかり行動実行委員会主催

7日（月）12時～ 9・7秘密保護法廃止へ！国会前行動—戦争法案廃案！盗聴法・刑訴法改悪法案廃案！秘密保護法廃止！—秘密保護法廃止へ！12月6日を忘れない国会前行動 衆院第2議員会館前（秘密保護法廃止へ！実行委員会）

13時30分～ 戦争法案廃案！秘密保護法廃止！9・7院内集会—戦争は政府の嘘・秘密から始まる—院内集会 参院議員会館101会議室（同、秘密保護法対策弁護団共催）

- 8日（火）18時30分～ 戦争法案廃案！安倍政権退陣！9・8新宿駅西口大宣伝
- 9日（水）12時～ 9の日行動 新宿駅西口（憲法共同センター）
- 9日（水）18時30分～ 戦争法案廃案！安倍政権退陣！9・9日比谷大集会（野音、国会請願デモ出発18時30分、銀座デモ出発19時40分）
- 10日（木）13時～17時 戦争法案廃案座り込み行動（国会正門前）
18時30分～ 戦争法案廃案国会前集会（国会正門前）
- 10日（木）14時～ 署名提出院内集会&議員要請行動 衆院第1大会議室（憲法共同センター）
- 11日（金）13時～17時 戦争法案廃案座り込み行動（国会正門前）
18時30分～ 戦争法案廃案国会前集会（国会正門前）
- 12日（土）14時～ 止めよう！辺野古埋立て9・12国会包囲行動（実行委員会）
- 14日（月）13時～17時 戦争法案廃案座り込み行動（国会正門前）
18時30分～ 戦争法案廃案！安倍政権退陣！9・14国会包囲行動
- 15日（火）13時～17時 戦争法案廃案座り込み行動（国会正門前）
18時30分～ 戦争法案廃案国会前集会（国会正門前）
- 16日（水）13時～17時 戦争法案廃案座り込み行動（国会正門前）
18時30分～ 戦争法案廃案国会前集会（国会正門前）
- 17日（木）13時～17時 戦争法案廃案座り込み行動（国会正門前）
18時30分～ 戦争法案廃案国会前集会（国会正門前）
- 18日（金）13時～17時 戦争法案廃案座り込み行動（国会正門前）
18時30分～ 戦争法案廃案国会前集会（国会正門前）

安全保障関連法案に反対する山梨学者・大学人の会が発足

山梨県で学者や大学人による安法制に反対する会がつけられました。全国の「会」と連帯して積極的な活動を繰り広げています。

荒牧重人（山梨学院大学）、衣川清子（都留文科大学）、竹内智（山梨大学）、田沼朗（身延山大学）、寺崎弘昭（山梨大学）、福司三紀子（山梨英和大学）、藤谷秀（山梨県立大学）、横田力（都留文科大学）の各氏が8月19日、呼びかけたところ、28日までに130人が賛同を表明。8月28日、「安全保障関連法案に反対する山梨学者・大学人の会」を発足させ、代表が記者会見を行いました。朝日新聞や山梨日日新聞などが大きく報じました。

「8月28日の声明」、「呼びかけ」を別掲、記者会見を報じた「朝日」「山梨日日」の新聞記事を添付します。

声明

「今回法案の前提としての日米ガイドライン」

昨年7月1日の集団的自衛権行使容認の閣議決定を受け、安倍内閣は5月14日、自衛隊法等安全保

障に関わる 10 の法律を一括改正する「平和安全法制整備法案」と国際安全保障に関わる恒久法としての「国際平和支援法案」を閣議決定し、翌 15 日国会に提出、26 日から衆議院での審議に入りました。その内容は約 1 か月前の 4 月 27 日に日米合意した「日米防衛協力の指針」(所謂新々ガイドライン)の内容を見事に先取りしたものでした。ところでガイドラインの内容で特徴的なことは、次の 3 点です。< 1 > 「日本の平和及び安全の確保」と「アジア太平洋地域及びこれを越えた地域の安定」がストレートに結びつけられ(I 「防衛協力の指針と目的」)、< 2 > その関係が日米の常置の機関である同盟調整メカニズムを介して関連づけられ(II 「強化された同盟内の調整」)、< 3 > さらに時系列的に様々な段階の軍・軍間の協力体制が同じ調整メカニズムの下で展開されていることです(IV 「日本の平和及び安全の切れ目のない確保」)。

「集団的自衛権の行使と海外での武力の行使」

そして今回法案の最大の問題である存立危機事態における集団的自衛権に基づく武力の行使は、このうち D の「日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動」に新 3 要件のうちの第 1 要件とともに書き込まれています(注 1)。

この点で留意すべきことは、そこではわが国が従来憲法 9 条の下で禁じられてきた海外での武力の行使が可能となる経路が、いくつも用意されていることです。即ち、ひとつはわが国に対する武力攻撃事態よりもはるかに前で生起したとされる「わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃」をわが国と国民にとっての「存立危機武力攻撃」とみなして武力の行使へと向かう道(これが本来の意味での集団的自衛権の行使)(注 2)、第 2 に「日本の平和と安全のため」あるいは「国際社会の平和と安全のために」海外で展開する米軍等または国連決議を受けた外国の軍隊に戦闘地域にまで行って後方支援する道(後方支援から「武力の行使との一体化」へ)、第 3 に、国連以外の国際機関や当事国の要請に基づいて「停戦」後の主として治安活動の中で行われる武器の使用を介して戦闘行為へと至る道。そしてこれらはグローバルに展開した場合、同時併行的に実行されることもあるとされます(6 月 5 日、12 日中谷防衛相答弁)。

「違憲の法案を追いつめる国民の力」

以上のような内容をもった安保関連法案であることから、従来わが国は「個別的自衛権を行使するための自衛力の保持は禁じられておらず合憲である」としてきた専門家からもすべてにわたって「違憲である」との強い主張が出されたのです(6 月 4 日衆院憲法審査会での 3 人の学者による意見)。これは正に「密接な関係にある」強力な力をもった他国の要請により、わが国が「他国のために戦う国」に変わり、次代を担う若者を「国際協力と他国のために」、「殺し、殺される者」にすることを意味しているといえます。

従って、このような内容をもった法案だからこそ安倍政権はガイドライン締結時のアメリカとの約束(「本年夏までには必ず成立させる」との国会審議も飛び越えての約束)にも拘らず 6 月 22 日、国会を 9 月 27 日まで 95 日間延長し(戦後最大)、その上で 7 月 16 日衆議院での強行採決に打って出たわけです。

ここで考えるべきことは、昨年の閣議決定をはじめとして政権が立憲主義の手続きをこのように再三にわたって無視・蹂躪するのは、その内容における問題点がそれだけ国民に明らかにになってきているからだということです。言葉をかえれば、現在の状況は、国民の側の日本国憲法に基づく平和主義を理解し、それを自らの立ち位置に基づき歴史的に深め思想としてわがものとしようとする努力とたたかいにかかっているとと言えます。そしてそのたたかいの力が政権に対する「立憲主義と民主主義を守れ」という声をかくも大きく上げさせる基盤となっているということです。即ち「格差をなくし」「差別をなくし」「貧困をなくすこと」、それは平和であればこそ叶えられる人々の希望であり目標であるということが十分社会のコンセンサスになりつつあるということです(注 3)。

「皆様への訴え」

戦後 70 年、激動する世界情勢の下で多くの国際紛争に直面しながらも、まがりなりにも現在のよ
うな社会を構築できたのは、世界に誇れる平和憲法の精神が国民に根付いてきた証しでもあると言えま
す。全国の大学では人間の多様性と異文化を理解し、過去から積み上げられてきた人類の叡智を、次世
代を担う若者たちに教授し、よりよい民主主義社会の構築に貢献できる人材を育成してきました。大学
で学んだ若者たちが紛争解決に武力を行使し、また武力の犠牲になることは絶対にあってはならないこ
とです。

従って、このような意味で今ほどこの点での大きな世代を越えた国民の連帯の輪の広がりが強く求め
られているときはないといえましょう。

われわれ山梨県下の学者・大学人も、このような声に応えるべく今日ここに本会を立ち上げ、若者、
女性、労働者をはじめ広く各層・各界の人々に連帯のメッセージを届けようとするものです。「戦後 70
年を戦争元年にしないためにも！」

(注 1)新 3 要件のうちの第 1 要件とは次のようなものです。「わが国に対してする武力攻撃が発生した
場合のみならず、わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立
が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」とする
ものです。またこれを法案は 2 条第 4 号で「存立危機事態」と定義しています。

(注 2) この点について、武力攻撃事態法改正案はその 3 条 4 項で、「存立危機事態においては、存立
危機武力攻撃を排除しつつ、その速やかな終結を図らなければならない。」そのための「武力の行使は、
…・合理的に必要と判断される限度においてなされなければならない。」としています。しかし存立危
機武力攻撃とはあくまで攻撃を受けたとされる対象国(最も多くはアメリカとその同盟国)の要請を受け
ての判断であることを考えると、その場合の「速やかな終結」とはどのレベルを言うのか、また「合理
的に必要」との判断とはどの程度のものと言うのか等、は結局日米同盟調整メカニズムを通して判断さ
れることとなるでしょう。その場合わが国の自立性がほとんど保障されていないということは、結局、
政府の言う「集団的自衛権の限定行使」なるものは成り立たないということになります。

(注 3)今日わが国では、不安定雇用の拡大と社会保障の相次ぐ後退によって全世代を通して国民年金、
国民健康保険等の社会保険からの給付を受けられず、また度重なる制度の後退によって公的扶助の対象
からも排除されている人々が 1000 万から 1500 万人も存在しています。この方々は正に国家の政策に
よって「意図的に作り出された貧困層」ということができ、この点から見ても安倍首相が安保関連法案
を進めるにあたってつとに強調する「国民の生命、自由及び幸福追求権」と「幸福な生活を守るため」
との立法の目的は全くの虚言であるといえましょう。

2015 年 8 月 28 日

『安全保障関連法案に反対する山梨学者・大学人の会』呼びかけ人一同

「安全保障関連法案に反対する山梨学者・大学人の会」

の趣旨にご賛同ください

安倍政権は、7 月 16 日、集団的自衛権の行使を法的に可能にする「安全保障関連法案」を衆議

院で強行採決しました。この法案は、ほぼすべての憲法学者が違憲としているものです。

各種世論調査で、国民の半数以上が憲法違反だと考え、8割以上が説明不足と受け止めている中で強行採決は、それ自体、国民主権と熟議に基づく民主主義という日本国憲法の根本原理を踏みにじるものです。

今、審議は「良識の府」といわれる参議院にうつりましたが、審議の過程でさらに法案への疑念が広がり、法案の持つ危険性は明白なものになっています。

国民の反対の声は、衆議院の強行採決で弱まるどころか、若者たち、働く者、女性、年配とすべての世代から湧き上がり、法曹界、学者・研究者、文化人など、各界各層へと広がり、「安全保障法案反対」の声は日本の隅々に急速に広がっています。

最終的に憲法59条に基づく「参議院の60日ルール」で成立という報道もされていますが、これまでの広範な反対運動の取り組みにより、法案成立が阻止できる状況は確実に前進しています。

このときあたり、やむにやまれず、私たちもこの山梨県の学者・研究者・大学人として緊急に声をあげねばと、「安全保障関連法案に反対する山梨学者・大学人の会」を立ち上げ、皆様に賛同を呼びかけるものです。

共通の主張は、「安全保障関連法案を廃案にする！」この一点です。

以下、呼びかけます。

1. 「安全保障関連法案を廃案にする！」という一点で、山梨の学者・大学人が声をあげ、広げ、つなげるという意志を表明する機会とするため、本会にご賛同ください。
2. 趣旨に積極的に賛同いただける方は、「呼びかけ人」に加わってください。この活動の広がり
に力を貸してください。
3. この会への賛同は、裏面書面を会に届けることで承諾いただけたものとします。
4. 8月下旬には、いったん賛同数を集約し、マスコミ発表します。
5. 本会は緊急の目的のため、山梨県内の学者・大学関係者に賛同者を増やし広げ、その賛同者数を県民に適時伝え、県内で活動する諸団体の運動を励まし、連帯するものです。この活動は、個人の自由な信念・信条、学者・大学人としての良心に基づいた意志表示です。
廃案成った暁には「廃案を祝う会」を開催し、解散します。

<呼びかけ人> (2015. 8. 10 現在、アイウエオ順)

- | | |
|------------------|-------------------|
| ○ 荒牧 重人 (山梨学院大学) | ○ 衣川 清子 (都留文科大学) |
| ○ 竹内 智 (山梨大学) | ○ 田沼 朗 (身延山大学) |
| ○ 寺崎 弘昭 (山梨大学) | ○ 福司 三紀子 (山梨英和大学) |
| ○ 藤谷 秀 (山梨県立大学) | ○ 横田 力 (都留文科大学) |

*お問合せは、裏面上段明記までお願いします。